

令和7年度の人権相談・行政相談

相談窓口名称：特設人権相談会

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…①親子・離婚・扶養などの家庭内の問題

②近隣間のトラブル

③いじめ・体罰などの子どもの人権問題など ※個人情報を守られます

相談員…市の人権擁護委員

相談料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問合せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所（電話74-0048）、妙高支所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	備 考
4	10	木	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
5	9	金	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
6	10	火	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
7	10	木	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2	
8	8	金	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
9	10	水	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
10	10	金	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
11	10	月	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2	
12	10	水	妙高高原メッセ	9時30分～12時30分	2	
1	9	金	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
2	10	火	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	
3	10	火	勤労者研修センター	9時30分～12時30分	2	

相談窓口名称：行政相談会

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…国の仕事や、国が県や市に委任している仕事について、
皆さんから意見や要望、苦情などをお聞きし、解決に努めます。

相談員…市の行政相談員

相談料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問合せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所（電話74-0048）、妙高支所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	備 考
4	10	木	妙高市役所	10時～12時	1	
5	9	金	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
7	11	金	妙高保健センター	10時～12時	1	
8	8	金	妙高市役所	10時～12時	1	
9	10	水	妙高保健センター	10時～12時	1	
10	10	金	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
11	10	月	妙高保健センター	10時～12時	1	
12	10	水	妙高高原メッセ	10時～12時	1	
1	9	金	妙高市役所	10時～12時	1	
3	10	火	妙高市役所	10時～12時	1	